

初期ピグーの労使関係論

大阪大学大学院経済学研究科博士課程 高見典和

I. 序論

アーサー・セシル・ピグー (1877-1959) は、『産業平和の原理と方法』(1905)を公刊したり、『失業』(1913)や『厚生経済学』(1920)において独立した章で考察を加えたりしていることで明らかなように、初期のころに労使関係の問題に大きな関心を寄せていた。さらに、このようにして初期に確立した労使関係論を20年代の失業分析で用いている¹⁾。本報告では初期の著作から、かれの労使関係論の全体像を明らかにし、どのような理論構造にもとづいているか、そしてどのような政策提言に結びついているかを考察する。

ピグーの労使関係論は、3つの要素から成り立っていると捉えることができる。すなわち、歴史的考察、理論的考察、そして規範的考察である。

II. 歴史的考察

第一に歴史的考察でピグーは、19世紀のイギリスにおける労使関係の発展が3つの歴史的段階を経ることによって起こったと主張した(『産業平和』第1部第1章)。

第一の段階は、労働者が主に暴力的手段に訴える段階である。労働運動のもっとも初期のころには、暴力的手段が現状に不満をもつ労働者にとっては唯一の手段であった。ラッダイト運動は、この段階の労働運動における顕著な例である。しかしながら、暴力的手段に訴えることは、政府の態度を強硬にするのみであり、次第に別的手段に取ってかわられるようになった。すなわちそれは、政治的手段(政治的大会の開催や議会活動)と経済的手段(平和的ストライキ)である。

しかしピグーは、まず政治的手段が用いられなければならなかったと言っている。1860年代から70年代にかけて、大労働組合の代表者らの政治的活動により労働組合の法的地位が著しく向上した。これによりストライキは、刑罰の可能性が取り除かれ、労働者の権利として認められることになった。そして、このように政治的手段が成功すると、経済的手段つまりストライキが完全な威力を持つことが可能になる。

ストライキを有効に機能させるためには、さらに労働組合の組織的変化をとまなう必要があったとピグーは言っている。というのも、ストライキは一産業の労働供給を停止させることによってもっとも強力な手段となるので、一産業全体で組織化することが必要にな

¹⁾ Pigou (1927, 355-6) は、第一次大戦後の社会法制の変化によって労使の相対的な交渉力が変化し、労働者はより強硬に高賃金を求めるようになったため、高賃金と高失業が並存する状況が存在していると指摘している。Pigou (1952, 103) では、「私は、失業の平均水準にかんする戦間期と1914年以前のあいだの相違の大部分をこの状況に帰することができるという考えに傾いている」と言っている。ピグーは、その他の著作でも失業保険制度の変化と失業率の関係に言及している (Pigou 1933, 254; 1941, 93; 1945, 27, 72-3)。

るからである。そして、労働組合は、中央組織の幹部が集権的に管理するような組織に変わった。労働者が一産業全体で組織化するようになれば、いまや法的手段で組合を攻撃することが不可能になった雇用主の交渉力は著しく弱くなる。「〔労働者の〕団体が単独の雇用者にたいして有する関係は、後者が単独の労働者にたいして持つ関係と類似のものである」(Pigou 1905, 13)。したがって雇用主の側も団結すること必要となる。

このように第三の歴史的段階では、産業組織に大きな変化をもたらす。労使ともに全国的な組織を持ち、中央組織が争議にかんする決定権を持つ。ここでもし衝突が起これば、一産業の操業は完全に停止するので、社会全体にはもちろん、当事者の双方にも多大な損害をもたらす。しかし労使双方は同時に、互いの力を認識するとともに争議にともなう損害をも強く認識するので、事前に会合を持ち未然に防ぐほうがよいと考えるようになるであろう。こうして公式の労使交渉制度が導入される。労使交渉は、紛争解決の可能性を著しく高めるであろう。ピグーは以上のようにして、20世紀初頭の比較的平和な労使関係の成立を説明した。したがってピグーが産業平和にとって重要と考えたのは、第一に労働組合の法的保護であり、第二に労働組合組織の強固さである。これらが存在することにより、産業内部の自発的努力が産業平和を実現させるとかれは考えた。政府の介入にかんしては、産業内部の自発的なはたらきを有効に機能させることを前提にしなければならないというのが、ピグーの基本的な見解である。

III. 理論的考察

第二に理論的考察でピグーは、以上のようにして実現された労使交渉を双方独占の特殊な形態として考察している（『産業平和』付録 A など）。

Edgeworth (1881) は、無差別曲線と契約曲線、およびオファー曲線を用いて、競争均衡が効率的であること、市場参加者の数の増加とともに非決定性の程度が縮小されることなどを示した (Humphrey 1998, 99-108)。またエッジワースは、反対に団結などによって実質的な市場参加者の数の少なくなれば、経済がより非決定になると示した。この過程でかれは、交換の最終結果 (final settlements) が非決定でありながら「契約曲線ではなく、需要曲線〔オファー曲線〕のうえに」(Edgeworth 1881, 48) 来るような場合があると指摘している。ピグーは、このエッジワースの議論に着想を得て、以下のような労使交渉理論を構築した。

労使交渉は、数量と価格を両方とも裁量的に決定することのできる純粋な双方独占ではない。なぜなら、それぞれの組織において個々の成員は、交渉代表者が妥結した条件に同意しない場合、産業から退出することができるので、価格（つまり賃金）を決定すれば、数量が自動的に決定されるからである (Pigou 1905, 210-1; 1908, 210-1)。したがって、労使交渉モデルにおいては、契約曲線上での妥結は不可能であり、需要および供給

こすよりもそれを受け入れることによってより高い効用水準を得ることができる。同様の推論によって、雇用主側にとって、衝突を起こすよりも受け入れるほうが利益となる賃金率の範囲が $[\tan \angle Q_2OX, \tan \angle NOX]$ であるとする、これらの2つの範囲の共有領域 $[\tan \angle FOX, \tan \angle NOX]$ は両者にとって⁶⁾、交渉の決裂よりも有利であるとみなせるような賃金率を表している。このときの妥結結果の軌跡 (NP と PF の2つの曲線部分) をピグーは「仲裁軌跡」と呼んだ。

ピグーは、この「仲裁軌跡」という概念を用いることによって、衝突行為（ストおよびロックアウト）にともなう費用が大きければ大きいほど、仲裁軌跡が存在する可能性が高くなるので交渉決裂の可能性は小さくなるということを示した⁷⁾。したがってかれは、一般的に言ってお互いに多大な損害を与えうるような強力な組織があることは、労使紛争の平和的解決に大きく寄与すると考えている。

IV. 規範的考察と政策

第三に規範的分析でピグーは、経済全体の観点で、どのような賃金率が選択されるべきかを考察している。

ピグーははやくも『産業平和』において、シジウィック的な経済的厚生の評価基準を提示し、所得分配の改善による利益を主張している (Pigou 1905, 42)。しかし、議論の中でより重要となるのは、マーシャルの影響が強く現れた次のような労働市場分析である。

労働者が長期的均衡賃金を上回る結果を得たとしても⁸⁾、多くの場合において究極的には労働者の利益にならない。(1) 労働需要の弾力性が大きい場合、あるいは(2) 長期的に労働供給を制限することができない場合には、現在雇用されている労働者の平均所得は増加せず、分配の改善をもたらさない。この結果は同時に、「生物学的」(Pigou 1905, 47) 考慮、つまり高賃金が労働者の効率性を引き上げる可能性があることへの考慮を不可能にする。というのも、効率性の改善には「実際に効果が現れるまで時間がかかる」(Pigou 1905, 48) のであり、労働者が高賃金を長期にわたって享受できないのであれば、賃金引き上げによって効率性改善を期待することはできないからである。一方で経済的に有利な立場を持つ特権的な労働者は、上記の条件(1)(2)のどちらも満たさない、現在ここで雇用されている労働者の平均所得を長期にわたって増加させることができるが、「〔労働階

低下する。このため、仲裁軌跡は、妥結軌跡の外にはみ出ることはいない。

6) いうまでもなく、このような共有領域が存在しない状況もありうる。その場合に、産業平和に関心を持つ政府は、外的に争議にともなう費用を増大させることによって、そのような共有領域をあらたに生み出すことができるかもしれない。

7) しかし、仲裁軌跡の存在だけでは不十分であるとピグーは言っている。「両者が必要以上のブラフの犠牲となって、ともにその価値がないと知っている問題で争議に発展してしまうかもしれない」(Pigou 1920, 60)。かれは、産業平和の実現には、仲裁軌跡の存在に加えて、効率的な交渉制度およびそれを支える労使間の信頼関係が必要であると考えた。

8) ピグー自身は、長期的均衡賃金ではなく「通常」(normal) 賃金という言葉を使っている。

級]全体の厚生を増加させることにはならないであろう」(Pigou 1905, 52). 経済の中核となる熟練労働者の賃金が長期的均衡水準よりも高ければ、その他の労働者の実質収入を減少させたり、失業を増加させたりすることによって、社会に犠牲を強いることになる。このような労働者が高賃金を得られなかった場合でも、高賃金を要求して大規模なストライキを起こすことが可能である。この場合にも、社会に損害を与えることになる。

ピグーは、このような産業平和と社会の一般的厚生との対立を⁹⁾、III. の理論的考察で論じたように、衝突行為にともなう費用を外部から大きくすることによって解決しようとした。つまりかれは、政府が何らかの手段で介入することによって当事者らにより大きな衝突の費用を課すことができるなら、社会的により望ましい賃金率を、衝突を伴うことなく受け入れさせることができると考えた。しかしながらピグーは、II. の歴史的考察で論じたように当事者の自発的な和解手続きがきわめて有効なものと考えているので、それを阻害しないことを重視した。さらに『産業平和』刊行時には、労使関係への政府の介入はきわめて少なく非公式なものにとどまっていたので、ピグーは、あらたな領域への政府介入にともなう考慮も重視した。そこで、かれは具体的に次のような控えめな政策を提言している。すなわち、運輸や燃料産業などの基幹産業で生じた対立にかんして、主務大臣が公的な裁判への付託を当事者に強制する権限を有し、その公的裁判の裁定は、違反にたいする罰則をとまわずただ一般に公表され、大衆の圧力を喚起することを目的とするものである¹⁰⁾。

V. 結論

以上から本報告は、ピグーが労働組合は産業平和を確保するために不可欠な存在であり、政府の介入が有効に機能するかぎり、一般的厚生にとっても有益な存在とみなしていたと主張する。

参考文献

Aslanbeigui, Nahid (1989) "Marshall's and Pigou's policy prescriptions on unemployment, socialism and inequality.", In Donald A. Walker. ed. *Classical and Neo-classical economic thought.*, Vol. 1 of *Perspectives on the history of economic thought: selected papers from the History of Economics Society Conference.*, Alder-

⁹⁾ マーシャルも、産業平和と理想的な賃金水準の実現が対立することにかんする懸念があった(Matthews 1990, 37-8)。しかし、政府介入について議論していないという点でピグーと異なる。Aslanbeigui (1989) は、ピグーとマーシャルが失業対策や再分配にかんする政府介入への積極性において異なっていたと指摘しているが、ここでもその違いが見出せる。

¹⁰⁾ このような制度は『失業』以降、カナダ自治領で1907年に導入されたため「カナダ法」として言及され論じられている。Cf. Pigou (1913, 138-41), Pigou (1916, 12), Pigou (1920, 444-7)。

- shot; Brookfield, Vt. : E. Elgar, pp. 191–204.
- Bowley, A. L. (1924) *The Mathematical Groundwork of Economics.*, Oxford : Clarendon Press.
- Edgeworth, F. Y. (1881) *Mathematical Psychics : An Essay on the Application of Mathematics to the Moral Science.*, New York : A. M. Kelley.
- Humphrey, T. M. (1998) “Early History of the Box Diagram.”, In *Money, Exchange and Production.*, Cheltenham : E. Elgar.
- Matthews, Robin C. O. (1990) “Marshall and the Labour Market.”, In John K. Whitaker. ed. *Centenary Essays on Alfred Marshall.*, Cambridge ; New York : Cambridge University Press, (橋本昭一監訳『マーシャル経済学の体系』京都 : ミネルヴァ書房, 1997年) .
- Pigou, Arthur Cecil (1905) *Principles and Methods of Industrial Peace.*, Vol. 1 of *A.C.Pigou: Collected Economic Writings.*, Basingstoke : Macmillan.
- (1908) “Equilibrium under Bilateral Monopoly.”, *Economic Journal.*, pp. 205–20.
- (1913) *Unemployment.*, Vol. 4 of *A.C.Pigou: Collected Economic Writings.*, Basingstoke : Macmillan.
- et al. (1916) *The Reorganisation of Industry.*, Oxford : Cooperative Printing Society, 3rd. edition.
- (1920) *Economics of Welfare.*, Vol. 3 of *A.C.Pigou: Collected Economic Writings.*, Basingstoke : Macmillan, (気賀健三訳『ピグウ厚生経済学』東洋経済新報社, 1953) .
- (1927) “Wage Policy and Unemployment.”, *Economic Journal.*, pp. 355–368.
- (1933) *The Theory of Unemployment.*, Vol. 8 of *A.C.Pigou: Collected Economic Writings.*, Basingstoke : Macmillan.
- (1941) *Employment and Equilibrium.*, Vol. 10 of *A.C.Pigou: Collected Economic Writings.*, Basingstoke : Macmillan.
- (1945) *Lapses from Full Employment.*, London : Macmillan.
- (1952) *Essays in Economics.*, Vol. 14 of *A.C.Pigou: Collected Economic Writings.*, Basingstoke : Macmillan.